様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	加須市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.kazo.lg.jp/d00100/d01400/d01500/index.html

執行機関名　加須市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どものトワイライトステイ事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第37の項 子どものトワイライトステイ事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第一条	加須市子どものトワイライトステイ事業実施要綱　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この要綱は、保護者が仕事等の事由によって、家庭における平日の夜間又は休日に子どもの養育が困難となった場合に、その子どもを児童福祉施設において養育するための事業(以下「トワイライトステイ事業」という。)を実施することにより、幼児又は児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加須市子どものトワイライトステイ事業実施要綱